

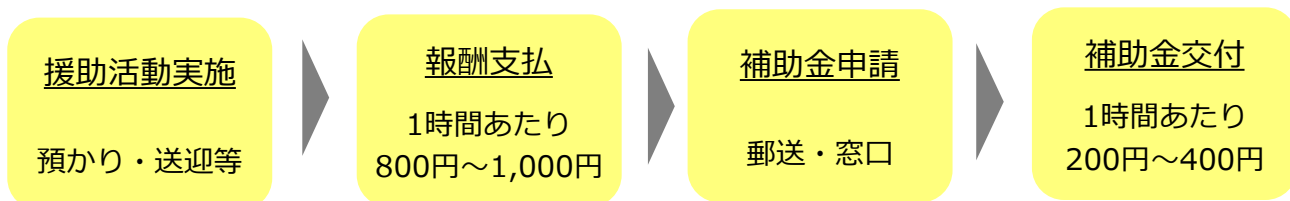
ファミリー・サポート・センターの 利用に対する補助について

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）とお手伝いをしたい人（協力会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です

補助金について

豊田市では、一部の依頼会員の方を対象に報酬（利用料）に対する補助を行います
対象となる方は、協力会員に報酬を支払った後に補助金申請をしてください

※利用料が「幼児教育・保育無償化」の対象となる方は、補助金を申請することはできません



補助の対象となる方

援助活動日時点において豊田市内に住所があり、以下のいずれかにあてはまる方

- （１）ひとり親：離婚・死別等により配偶者（内縁関係含む）のいない保護者の世帯
- （２）多子：こども（18歳到達後の年度末まで）を3人以上養育している世帯
- （３）多胎児：小学校6年生以下の多胎のこどもを養育している世帯
- （４）障がい：保護者やこども（20歳到達後の年度末まで）が障がい者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている世帯

- （５）生活保護等：生活保護世帯または市民税所得割額等の合計が77,100円以下に相当する世帯

※詳細は、ファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

補助額

1時間あたり400円（きょうだいの援助で報酬が半額の場合は1時間あたり200円）

※1時間を超える活動で、報酬を30分単位で支払った場合の補助額は上記の半額です

※実費（食事代・交通費）やキャンセル料は補助の対象外です

※1か月あたりの補助額の上限は、20,000円です





補助金の申請から交付までの流れ



1 申請書類の準備

- (1) 交付申請書（市指定様式）
 - (2) 請求書（市指定様式）
- 市ホームページからダウンロードいただくか、
ファミリー・サポート・センターにてお受け取りください
- (3) 援助活動報告書（依頼会員控えの写し）※依頼会員と協力会員のサインのあるもの
 - (4) 口座情報のわかる書類（通帳またはキャッシュカードのコピー等）
 - (5) 補助対象確認書類 ※対象者のみ
 - ・多子世帯、多胎児世帯に該当する方は不要です
 - ・生活保護または市民税所得割額等の合計が77,100円以下に相当する方は原則不要ですが令和5年1月2日以降に豊田市に転入された方はお問い合わせください
 - ・上記に該当しない場合で、ひとり親または 障がい世帯に該当する方は交付申請書「3 添付書類」に記載の書類を準備してください



2 申請書類を郵送または窓口で提出

窓口の場合 ➡ 「とよた ファミリー・サポート・センター」または「市役所東庁舎2階 保育課」
郵送の場合 ➡ 〒471-0026 豊田市若宮町1-57-1 T-FACE A館 9階 「とよたファミリー・サポート・センター」宛

※郵送の方は、登録いただいた連絡先（LINE等）に申請書を受領した旨の連絡を行います。
送付後2週間経ってもセンターからの連絡がない場合はお知らせください。

※申請期限は活動月の1年後の月末（必着）です 例)2024年6月活動分→2025年6月末まで

3 交付決定通知書が郵送で到着

- ・申請書類の審査を行います（審査時に内容確認のご連絡をする場合があります）
- ・審査終了後、交付決定通知書を郵送します



4 補助金が指定口座に振り込まれます

- ・申請日から約1か月半後のお振込みとなります
- ※振込通知は行いませんので、残高にて確認をお願いします

【お問合せ】

とよたファミリー・サポート・センター（とよた子育て総合支援センター“あいあい”内）
豊田市若宮町1-57-1 T-FACE A館 9階
☎0565-37-7135 ✉fami-sapo@city.toyota.aichi.jp